

ディーゼル自動車等運行規制のあり方について

1 趣旨

二酸化窒素（NO₂）及び浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準の平成 22 年度までの早期達成とその維持のため、平成 15 年 10 月に「環境の保全と創造に関する条例」を改正し、車両総重量 8 トン以上の自動車（バスについては定員 30 人以上）で自動車 NOx・PM 法の排出基準に適合しない車両については、平成 16 年 10 月より阪神東南部地域での運行規制を実施している。

運行規制のあり方については、条例の附則に基づき、平成 19～20 年度に環境審議会大気環境部会において検討を行い、以下の答申を得た。

ディーゼル自動車等運行規制のあり方について（答申）（平成 20 年 8 月 22 日）抜粋

- 1 目標年度の環境基準達成のためには、条例規制を継続する必要がある。
- 2 条例規制の実効性を担保するため、カメラ検査等の体制を維持し、不適合車の流入規制を徹底するとともに、中小企業者等の負担軽減を図り、最新規制適合車への代替を促進するため、補助・融資制度を継続する必要がある。
また、条例の不知、誤認による違反がないよう関係団体への周知を図るとともに、普及啓発を引き続き行う必要がある。
- 3 条例規制の存廃時期については、平成 22 年度を一つの区切りとして、環境の状況等を考慮したうえ、以降の規制についての方向性を再度検討し、決定するのが望ましい。

この答申に基づき、平成 22 年度の環境の状況を踏まえ、本年度、運行規制のあり方について環境審議会に諮問し、検討を行う。

2 条例規制の概要

(1) 規制地域（右図参照）

神戸市灘区、東灘区、尼崎市、西宮市（北部を除く）、芦屋市、伊丹市

ただし、工業専用地域、臨港地区、阪神高速道路 5 号湾岸線、ハーバーハイウェイ、中国自動車道及び国道 176 号（伊丹市内の 1.4km にわたる中国自動車道との併走区間）等は規制を除外



(2) 規制内容

車両総重量 8 トン以上の自動車（バスについては定員 30 人以上）であって、自動車 NOx・PM 法で定める対策地域内の場所を使用の本拠として登録できない車種は、規制地域内を運行できない。

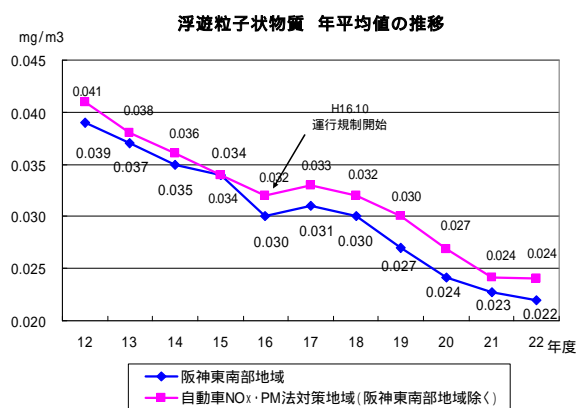
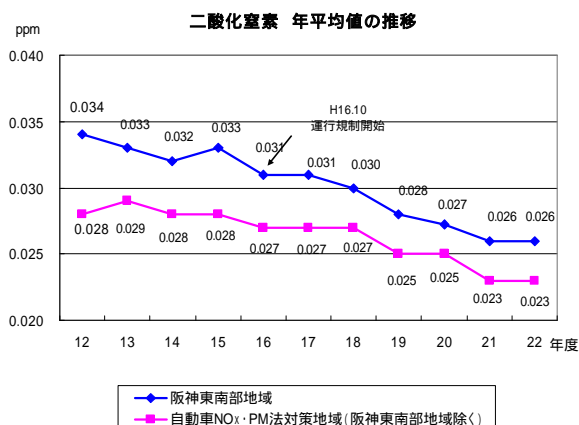
ただし、法の猶予期間（新車として登録された年月日・車種ごとに猶予期間が設けられている）より 1 年間延長した期間は規制を猶予

3 環境の状況等

(1) 環境の状況

ディーゼル自動車等運行規制条例により、阪神東南部地域の環境は着実に改善してきており、測定局における環境基準は概ね達成されてきている。

しかしながら、尼崎公害訴訟和解条項に基づき国土交通省（道路管理者）が尼崎市域の国道 43 号に設置した監視測定局 3 局のうち 2 局においては、依然として NO₂ の環境基準未達成の状況が続いている。



(2) 自動車 NOx・PM 法の状況

国において自動車 NOx・PM 法に基づく総量削減計基本方針が、平成 23 年 3 月 31 日に変更され、対策地域における自動車排出窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の削減に関する目標として、平成 32 年度までに NO₂ 及び SPM の大気環境基準を確保すること、平成 27 年度までに、すべての監視測定局における NO₂ 及び SPM の大気環境基準を達成するよう最善を尽くすこととされた。

4 検討する内容

環境の状況等及び下記の事項の検証結果を踏まえ、今後の条例のあり方について検討を行う。

- 現状の発生源別 NOx・PM 排出量
- 大気環境濃度予測モデルの妥当性
- 規制の条件（エリア・対象車種等）別自動車 NOx・PM 排出量
- 大気環境濃度予測モデルによる将来大気環境予測濃度

(参考) 平成 19～20 年度の条例規制のあり方検討の経緯

年月日	会議	審議内容
H19.11.30	環境審議会に諮問	「ディーゼル自動車等運行規制のあり方について」諮問
H19.12.5	環境審議会大気環境部会 (第1回)	ディーゼル自動車等運行規制のあり方について ディーゼル自動車等運行規制条例再検討の趣旨 ディーゼル自動車等運行規制条例再検討小委員会の設置
H20.2.19	ディーゼル自動車等運行規制 条例再検討小委員会(第1回)	大気汚染予測モデルについて
H20.3.25	ディーゼル自動車等運行規制 条例再検討小委員会(第2回)	大気汚染予測モデルについての妥当性
H20.5.30	ディーゼル自動車等運行規制 条例再検討小委員会(第3回)	将来環境濃度予測 条例規制の効果の検証
H20.6.27	ディーゼル自動車等運行規制 条例再検討小委員会(第4回)	今後の規制のあり方について 小委員会報告書のとりまとめ
H20.8.22	環境審議会大気環境部会 (第2回)	小委員会報告について 環境審議会答申について